（溶接安全管理審査の対象となる事項）

第三十八条　法第四十三条の三の十三第四項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

二　検査記録の管理に関する事項

三　検査に係る教育訓練に関する事項

第三十九条　削除

（溶接事業者検査を行った旨の表示）

第四十条　原子炉容器等であって溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であって輸入したものを設置する発電用原子炉設置者は、当該原子炉容器等であって溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であって輸入したものに係る溶接事業者検査を終了したときは、当該原子炉容器等であって溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であって輸入したものに溶接事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

（廃止措置中の発電用原子炉施設の性能維持）

第四十条の二　法第四十三条の三の十四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設であって第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、第百十一条第一項第六号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

（施設定期検査を受ける発電用原子炉施設）

第四十一条　法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの以外のものとする。

一　原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（次号に掲げるものを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備

二　次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具であって、最高使用圧力零キロパスカル以上の圧力を加えられる部分があるもの

設備の種類	機械又は器具
蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管
蒸気タービンの附属設備	熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

2　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、第百十一条第一項第六号の性能維持施設以外のものとする。

（施設定期検査の申請）

第四十二条　法第四十三条の三の十五の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

（廃止措置中の発電用原子炉施設の維持）

第四十条の二　法第四十三条の三の十四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第百十条の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

第四十一条から第五十条まで　削除